

船舶事故調査報告書

平成27年11月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年4月20日 16時30分ごろ
発生場所	長崎県五島市姫島東岸沖 五島柏崎灯台から真方位034° 3,000m付近 （概位 北緯32° 48.4′ 東経128° 40.9′）
事故の概要	プレジャーボート元丸は、漂泊中、転覆した。 元丸は、船長が負傷し、船体に破口等が生じた。
事故調査の経過	平成27年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 元丸、0.5トン NS3-604388（漁船登録番号）、個人所有 4.52m (Lr) × 1.44m × 0.80m、FRP ガソリン機関、22.1kW、平成14年9月25日 第292-29691号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年8月18日 免許証交付日 平成24年3月7日 （平成29年3月6日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船底に破口、操舵スタンド及び船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約10m/s 海象：波向 東、波高 約2m、潮汐 低潮期、水温 約15℃ 長崎県下五島地方では、長崎地方气象台から4月18日16時54分に発表された強風注意報及び19日08時16分に発表された波浪注意報が、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、姫島で磯釣り中の友人2人を迎へに行くため、平成27年4月20日15時00分ごろ五島市三井楽漁港を出港した。 船長は、15時30分ごろ姫島北東岸沖に到着したが、周辺には潮波が発生し、友人がいる磯場（観音埼）に近づけず、潮止まりとなる

	<p>16時00分ごろまで機関を中立にして漂泊しながら様子を見ていたところ、潮の流れが弱まったものの、風波が大きくなってきたので、16時15分ごろ、船を着けやすい姫島東岸へ移動するよう友人に携帯電話で連絡し、本船の姫島東岸沖への移動を開始した。</p> <p>本船は、姫島東岸の約34～35m沖で、機関を中立にして漂泊していたところ、波浪により西方へ流され、16時30分ごろ、姫島東岸の約4～5m沖で、船首が南方を向いたところ、左舷側からの2m以上の波に持ち上げられて右舷側に傾斜し、一気に右舷側に転覆した。</p> <p>友人は、本船が転覆するところを目撃し、船長の親族等に状況を説明して救助を要請したところ、船長の親族から漁船で救助に向かう旨の連絡を受けた。</p> <p>船長は、船底にはい上がっていたところ、友人から、船長の親族が救助に来る旨の連絡を受け、救助を待つことにしたが、落水を5～6回繰り返した上に風波が大きくなってきたので、姫島に上陸した方がいいと思い、海に飛び込んで姫島東岸に泳ぎ着き、友人と合流した。</p> <p>救助に向かった漁船は、風波が強くなったので姫島東岸に近づくことができず、17時30分ごろ同漁船の船長が118番通報した。</p> <p>船長及び友人は、海上保安庁の巡視艇及びヘリコプターが救援に来たものの、いずれも風及び風波に阻まれて姫島に近づけなかったため、孤立状態となったが、21日11時00分過ぎに同庁のヘリコプターにより救助されて救急車で病院へ搬送され、船長が左足及び腰部打撲と診断された。</p> <p>本船は、姫島に流れ着いて陸岸に打ちつけられたのち行方不明となったが、21日09時00分ごろ三井楽長崎鼻灯台北方沖で漂流しているところを航行中の船舶に発見され、巡視船により五島市福江港にえい航されたのち廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首が約0.2m、船尾が約0.8mであった。</p> <p>船長は、20日09時30分ごろ三井楽漁港を出港し、友人を姫島北東側の磯場の上陸させ、一旦同漁港に戻った。</p> <p>船長は、19日夜にテレビの天気予報及び携帯電話利用者向けのウェブサイト(以下「携帯気象サイト」という。)により、また、20日朝及び09時30分ごろ携帯気象サイトにより気象情報を入手していたが、長崎県下五島地方に強風及び波浪注意報が発表されていることに気付かなかった。</p> <p>携帯気象サイトは、1時間ごとの風速予報が表示され、風速が強い場合には赤文字で表示されるようになっていた。</p> <p>船長は、09時30分ごろ携帯気象サイトで風速予報を見たところ、17時ごろから赤文字で表示されていたので、風速が強まること</p>

	<p>を知り、15時30分ごろ姫島北東岸沖に到着したのちに携帯気象サイトで潮止まりの時間を調べた際、携帯気象サイトの画面をスクロールして強風及び波浪注意報が発表されていることを知った。</p> <p>本船は、本事故当時、姫島東岸の約34～35m東方沖に磯波が立ち、3回に1回程度の頻度で波高約2mの波浪が出現していたが、船長が、友人を島に残して帰れないので、本船を姫島東岸に着けたいと思い、船首を波に立てたりしながら漂泊していたところ、波浪で陸岸近くへ寄せられ、姫島東岸の約4～5m沖で2m以上の波に持ち上げられて転覆した。</p> <p>船長は、本事故後、本船を姫島東岸に近づけ過ぎたと思った。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を携帯していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、姫島東岸沖において、風速約10m/sの北東風が吹き、波高約2mの波浪が出現する状況下、船長が、本船を姫島東岸に着けたいと思い、漂泊を続けたことから、風波に圧流されて姫島東岸の浅海域に進入し、横波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、姫島の磯場に上陸させた友人を姫島に残して帰れないので、本船を姫島東岸に着けたいと思ったものと考えられる。</p> <p>船長は、下五島地方に強風注意報及び有義波高が2.5mに達すると予想される波浪注意報が発表されていることを知らなかったことから、姫島の磯場に友人を上陸させたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、姫島東岸沖において、風速約10m/sの北東風が吹き、波高約2mの波浪が出現する状況下、船長が、本船を姫島東岸に着けたいと思い、漂泊を続けたため、風波に圧流されて姫島東岸の浅海域に進入し、横波を受けて転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯釣りのために島へ送迎する際は、出港前に気象注意報等を把握すること。

	<ul style="list-style-type: none">・危険を感じるような磯波などが生じている海岸への接近を避けること。他に接岸できそうな海岸がない場合には、無理をせずに海上保安庁に救助を要請すること。・高波が生じている場合には、できる限り船首から波浪を受けるようにすること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

